

# 仮設・臨時営業の施設基準及び申請手続き

## 【施設基準】

- 風雨を防ぐことができる構造（三方幕付テント）
- 従事者用の流水式手洗い設備（給水タンク及び排水タンク）
- 手指の洗浄・消毒薬（ハンドソープ、アルコールなど）
- 冷蔵設備及び温度計（クーラーボックス、冷蔵庫など）・・・要冷蔵品がなければ不要
- 器具及び容器の保管ケース（フタ付きのプラスチックケースなど）
- フタ付きのゴミ箱
- 器具類洗浄容器（洗い桶など）・・・洗浄が必要な器具類がなければ不要
- 削氷機は密閉式構造で自動式（かき氷販売）

## 【営業施設の図面（例）】



## 【申請書類（仮設営業：許可期間5年）】

- 1 営業許可申請書
- 2 営業設備の図面 ※手書きでも可
- 3 申請手数料 新規：8,000円、更新：6,000 円
- 4 食品衛生責任者の資格を証する書類

## 【申請書類（臨時営業：イベント毎）】

- 1 営業許可申請書
- 2 営業場所の位置図（地割表等）
- 3 申請手数料 2,300 円

## 【連絡先】

北九州市保健所

東部生活衛生課（門司、小倉北、小倉南）

TEL 093-522-8728 FAX 093-522-1025

西部生活衛生課（八幡西、八幡東、若松、戸畑）

TEL 093-642-1818 FAX 093-631-4451